

# 令和3年度フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

平成30年6月にクレーン等安全規則など関係政省令の安全帯に関する規定が改正され、平成31年2月1日から適用されています。「安全帯」は「墜落制止用器具」に改められ、フルハーネス型を使用することが原則となり、フルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務を行う労働者には特別教育を実施することが義務付けられました。

クレーンや移動式クレーン等の関連作業についても、クレーン等安全規則が改正され、クレーンに搭乗する際や組立て等の作業の際には、墜落制止用器具の使用が義務付けられました。

つきましては、当支部では、下記のとおり特別教育を開催しますので、関係作業の方々を受講されますようご案内申し上げます。

【参考】特別教育が必要な業務として追加された業務（労働安全衛生規則第36条）

「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）。」

- 1 場 所 日本クレーン協会東京支部 東京都江東区新木場 1-11-7
- 2 日 程 令和3年4月16日（金）9：00～16：10（休憩時間を含みます。）  
令和3年7月15日（木）9：00～16：10（休憩時間を含みます。）  
令和3年9月21日（火）9：00～16：10（休憩時間を含みます。） **臨時追加**  
※時間は一部変更することがあります。
- 3 定 員 30名
- 4 受 講 料 12,000円（テキスト代含む。消費税込み。）
- 5 申込方法 あらかじめ電話で申込み状況を確認していただき、次に下欄の申込書により FAX  
又は郵送にてお申込みください。当支部から受講票、地図等をお送りします。テキスト  
は当日お渡しします。
- 6 問合せ先 一般社団法人日本クレーン協会東京支部（〒136-0082 江東区新木場 1-11-7）  
TEL 03-5569-2022 FAX 03-5569-2028
- 7 アクセス りんかい線・京葉線・有楽町線・武蔵野線「新木場」下車。徒歩15分。または  
「新木場循環」または「若洲キャンプ場」行きに乗りバスで5分「新木場東」で下  
車すぐ。無料駐車場60台あり。
- 8 振 込 先 受講票等が届きましたら講習日の10日前までに受講料をお振込みください。  
三菱UFJ銀行 五反田駅前支店 普通3598825  
一般社団法人日本クレーン協会東京支部  
※振込手数料は貴社でご負担下さい。（お振込みいただいた受講料は原則として払い戻しできません）

## ◆フルハーネス型墜落制止用器具特別教育申込書◆ 受講日 月 日

事業場名		担当者名	
所在地		電話番号	
番号 (記入不要)	(フリガナ) 受講者氏名	生年月日	現住所
	( )	S・H	〒

※講習は、申し込み状況により変更(会場を含む)・中止・追加することがあります。

FAX 番号：03-5569-2028